

# 教 育 公 報

## 三重県教育委員会

### 目 次

告 示 ○ 三重県立学校体育施設の照明設備の使用料の額の一部を改正する告示 …… 保健体育課 1頁  
公 告 ○ 令和7年度三重県職員（航海士）採用選考試験の実施…………… 教職員課 1頁

### 告 示

#### 三重県教育委員会告示第29号

三重県立学校体育施設の照明設備の使用料の額の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和6月11月18日

三重県教育委員会教育長 福永和伸

三重県立学校体育施設の照明設備の使用料の額の一部を改正する告示

三重県立学校体育施設の照明設備の使用料の額（令和6年三重県教育委員会告示第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
三重県立学校体育施設の照明設備の使用料			三重県立学校体育施設の照明設備の使用料		
高等学校名	体育施設名	照明設備の使用料 (円／時間)	高等学校名	体育施設名	照明設備の使用料 (円／時間)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
宇治山田商業高等学校	運動場	50	宇治山田商業高等学校	運動場	150
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考			備考		
1 (略)			1 (略)		
2 (略)			2 (略)		

### 附 則

この告示は、公表の日から施行する。

### 公 告

令和7年度三重県職員（航海士：主に甲板員として甲板部の部員業務を行う）採用選考試験を次のとおり実施します。

令和6年11月18日

三重県教育委員会

## 1 職種、採用予定数、職務内容及び受験資格等

職種	採用予定数	職務内容	受験資格		連絡先
			年齢	免許等	
航海士	約1名	三重県立学校の実習船において主に甲板員として甲板部の部員業務を行う。	昭和60年4月2日以降に生まれた人	5級海技士（航海）以上の免許を有する人（令和7年3月31日までに取得見込みの人を含む。）	三重県教育委員会事務局教職員課制度・採用・免許班電話 059-224-2959

- ※ 所属は、採用後の人事異動により変わることがあります。  
※ 次の各号のいずれかに該当する人は、受験することができません。
- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人の
  - (2) 三重県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
  - (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ※ なお、この試験は、日本の国籍を有しない人も受験することができます。

## 2 試験の日時及び会場

日 時	会 場
令和7年1月12日（日）午前9時から午後5時頃まで (受付開始は午前8時45分から)	吉田山会館2階 第206会議室 (津市栄町1丁目891番地 三重県庁前)

試験当日の連絡先：三重県人事委員会事務局職員課任用班 電話 059-224-2932

## 3 試験の内容及び合格者の決定方法

試験種目	配 点	基準点	内 容
教養試験	50	17.5	公務員として必要な一般的知識及び知能についての択一式による筆記試験を行います。
作文試験	10	2	一般的な課題に対する表現力等の能力についての記述式による筆記試験を行います。
人物試験	60	※	人物について、個別面接による試験を行います。
適性検査	配点なし (適否のみ判定)		職務遂行に必要な適性について、検査を行います。

- ※ 5段階で評定し、上位4段階に評定されること。（評定結果に応じて配点されます。）
- (1) 教養試験の出題分野  
知識分野・・・時事、社会科学、人文科学、自然科学  
知能分野・・・文章理解、判断推理、数的処理、資料解釈
  - (2) 合格者の決定方法について  
合格者は、全ての基準点を満たす受験者のうち、総合得点の高い人から順に決定します。（基準点については、概ねの基準であり、採用予定数確保のため、変更する場合があります。）

## 4 合格者の発表

合否の結果は、令和7年2月中旬（予定）に、書面で本人あてに通知します。

## 5 採用

採用は原則として令和7年4月1日以降の予定です。なお、採用時までに、「受験資格」の「免許等」の欄に記載した条件を満たすことが必要です。

採用時に日本の国籍を有しない人で就労が制限されている在留資格の人は採用されません。

また、日本の国籍を有しない人の任用にあたっては、「公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職務を行うためには日本国籍が必要である」という公務員の基本原則に沿った任用が行われます。下表を参考にしてください。

公権力の行使に該当する業務	公の意思の形成への参画に該当する職
法令等に基づく許認可を行う業務等。なお、詳細は教職員課にお問い合わせください。	部長級、次長級、課長級等の職のうち、県行政について企画、立案及び決定に参画する職

## 6 給与

職員として採用された場合には「公立学校職員の給与に関する条例」等の規定に基づき、給料及び扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給されます。

## 7 受験手続

区分	内容	提出書類等
申込方法	申込書兼履歴書に必要事項を自筆で記入のうえ写真を貼り付け、右記の提出書類等を添えて、下記申込先に直接持参するか郵送（簡易書留）してください。 <u>（令和6年12月20日（金）午後5時必着）</u>	① 申込書兼履歴書（所定様式） ② 写真（上半身、正面向き、脱帽） ※申込書兼履歴書に貼り付け ③ 卒業証明書又は卒業見込証明書（最終学校） ④ 免許状の写し（取得見込の人は不要） ⑤ 面接カード（所定様式） ⑥ 返信用封筒（郵便番号、住所、名前を記入し、110円切手を貼った長形3号封筒）
申込先及び 所定様式 請求先	三重県教育委員会事務局 教職員課 制度・採用・免許班 〒514-8570 三重県津市広明町13番地（三重県庁7階） 電話番号 059-224-2959	
受付期間 及び時間	令和6年11月15日（金）から令和6年12月20日（金）まで 直接持参の場合の受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時までとします。	

## 8 受験上の注意事項

- (1) 本試験の実施にあたっては、受験票の発行はしておりませんので留意願います。
- (2) 試験日には、B又はHBの鉛筆数本、黒のボールペン、消しゴム等筆記用具、時計（計時機能だけのものに限る）及び昼食を持参して直接試験会場にお越しください。
- (3) 試験会場には駐車場がないので、必ず公共交通機関を利用してください。
- (4) 携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ等通信機能を有するものは、時計としても一切使用できません。
- (5) 携帯電話等は試験会場に入る前に電源を切ってください。

## 9 試験結果の提供

受験者のうち希望者には試験結果を提供します。

なお、電話、はがき等による請求はできませんので、受験者本人が本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、学生証など）を持参のうえ、提供場所に直接お越しください。

請求できる人	提供内容	提供期間	提供場所
受験者本人	受験者本人の試験種目ごとの得点及び判定等	合否通知発送日から起算して1年間 (ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。) 午前8時30分から午後5時まで	三重県教育委員会事務局 教職員課（三重県庁7階） 三重県津市広明町13番地

発行  
津市広明町13番地 三重県教育委員会